

7 会議の概要

| | |
|---------------|---|
| 事務局 (伊藤局長) | ただ今から第27回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。 最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。 |
| 福村会長 | 皆さんこんにちは。あいにくの雨でございまして、本当なら天気になる予報でしたが、雨になってしまいました。この時間に開くのは初めてだと思いますけれども、いろいろ局長と検討した結果、朝早くはトマトがありまして、日中は稲刈りの追い込みであろうということで、この時間にさせていただきました。最後まで気を緩めないで、怪我のないように収穫を終えればと願っております。それでは、早速総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 事務局 (伊藤局長) | ただいまの出席委員は、13名です。 定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、欠席の申し出が向山委員からありました。 議事の進行を福村会長にお願いいたします。 |
| 議長 | 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 それでは、日程にしたがって進めて参ります。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。 |
| 全委員 | 異議なし。 |
| 議長 | それでは、5番 中井委員と6番 安田委員を指名いたします。 日程第2、会期の決定についてを議題とします。 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 |
| 全委員 | 異議なし。 |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決しました。 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 第26回の総会以降の諸般について、報告いたします。 |

- ・ 玄米バラ受け調整施設激励訪問

議 長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについて、NO1からNO3について、調査員からご報告お願いいたします。

12番
(近藤委員)

公簿地目が畑、〇〇〇番〇〇、農地・採草放牧地以外と現況がなっていて、私と山田委員と小川委員で確認しまして、農地パトロールと一緒に行いました。現況は農地・採草放牧地以外ということで確認してきましたので報告いたします。

字〇〇〇の〇〇〇番、公簿が畑ということになっています。現況は農地・採草放牧地以外ということで、これも私と山田委員と小川委員の3人で確認してまいりました。これも同じく現況どおりであります。

10番
(西元委員)

番号3番の件でございます。所有者、〇〇〇さん外1名の案件でございますが、利用状況に関しましては、ここに記載されたとおりでございます。場所に関しましては、〇〇〇さんが昔〇〇の奥に家がありましたが、その周り。それともう一か所が、昔その奥に〇〇〇さんという家がありましたが、その周りでございます。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。議案第1号については調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO9について上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成28年9月28日提出、蘭越町農業委員会会長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番外〇筆、田で〇〇〇

m²です。契約期間は平成23年2月25日から平成27年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日は平成28年8月26日、通知年月日は平成28年9月1日、土地引渡の日は平成28年12月1日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。契約期間は平成25年6月6日から平成30年6月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年9月14日、土地引渡の日は平成28年10月末日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。契約期間は平成18年5月10日から平成28年5月9日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年9月14日、土地引渡の日は平成28年10月末日です。解約の理由は、耕作が不便なため返還するものです。

その4、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内外〇筆、田で〇〇〇m²です。契約期間は平成25年2月26日から平成30年2月28日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年9月16日、土地引渡の日は平成28年10月末日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

その5、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇内外〇筆、田で〇〇〇m²です。契約期間は平成8年8月9日から平成18年8月8日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年9月20日、土地引渡の日は平成28年10月4日です。解約の理由は、契約内容を変更するため解約するものです。

その6 貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇m²です。契約期間は平成21年2月5日から平成31年2月4日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年9月20日、土地引渡の日は平成28年10月4日です。解約の理由は、契約内容を変更するため解約するものです。

その7 貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇

○番地○○、○○○さん、土地は字○○○番○○、田で○○○㎡
です。契約期間は平成22年11月30日から平成27年11月
30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月
日は平成28年9月20日、土地引渡の日は平成28年10月末
日です。解約の理由は、経営移譲年金を受給するため返還するも
のです。

その8、貸主は字○○○番地○○、○○○さん、借主は字○○
○番地○○、○○○さん、土地は字○○○番○○外○筆、田で○
○○㎡です。契約期間は平成19年4月6日から平成29年4月
5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日
は平成28年9月20日、土地引渡の日は平成28年10月末日
です。解約の理由は、経営移譲年金を受給するため返還するもの
です。

その9、貸主は字○○○番地○○、○○○さん、借主は字○○
○番地○○、○○○さん、土地は字○○○番○○外○筆、畑で○
○○㎡です。契約期間は平成22年11月30日から平成27年
11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通
知年月日は平成28年9月20日、土地引渡の日は平成28年1
0月末日です。解約の理由は、経営移譲年金を受給するため返還
するものです。

議 長

それでは、NO1からNO9について、順次、地区担当委員の
補足説明をお願いします。

10番
(西元委員)

○○○さんと○○○さんの件でございますが、事務局の説明の
とおり、譲渡するための解約でございます。場所につきましては、
○○の○○を挟んだ反対側に位置する土地でございます。よろし
くお願いいたします。

5番
(中井委員)

2番、3番の案件でございますけれども、内容につきましては、
事務局の説明のとおりでございます。2番につきましては議案第
6号のほうに出ますので、また場所を説明させていただきたいと
思います。

3番につきましても、内容につきましては、事務局の説明のと
おりでございます。場所につきましては、またあとで議案第6号
の2番で出てきますので場所を説明させていただきます。

6 番
(安田委員)

番号4番の件ですが、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇〇さん宅の道路を挟んで向かい側の土地になります。こちらも後で出てきますのでよろしくお願いいたします。

5 番
(中井委員)

番号5番、6番の件でございますけれども、5番につきましては、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。後程また議案第6号の5番で出てきますので、場所などについて説明させていただきたいと思っております。6番につきましても、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。また議案第6号の6番、7番に出てきますので、その時に場所などの説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

6 番
(安田委員)

番号7番、8番、9番について説明します。内容は事務局の説明のとおりです。場所は、7番が〇〇〇さんの実家の〇〇〇さんの自宅の川を挟んで向かい側になります。8番ですが、〇〇〇さんの自宅の前の道路を下がって行きまして突き当りの場所です。9番ですが、〇〇〇さんの〇〇の〇〇から〇〇の〇〇の方に向かって200mぐらい行った右側の土地になります。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり受理することといたします。

日程第6、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO3について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び使用貸借権の設定をするた

め、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成28年9月28日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、耕作できないので譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、住宅地の中の孤立した土地の取得であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、〇〇した〇〇を地先耕作者に売払いするものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地の取得であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、経営移譲年金を受給するため後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。期間は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、経営移譲に伴う世帯内の貸借であり、農地の集団化、農作業の効

率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその3については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長 それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番 (中井委員) 番号1でございます。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇から〇〇に向かい、〇〇を〇〇して〇〇に曲がりますと〇〇が〇〇に行く道で〇〇を右に曲がって少し行ったところの右側になります。番号2番につきましては、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。先般現況確認で出させていただいた土地でございますけれども、〇〇〇さんの家の前の〇〇だった土地でございます。よろしく願いいたします。

6番 (安田委員) 番号3番ですが、事務局の説明のとおりです。場所ですが、地番の〇〇番から〇〇番までが自宅の周辺になります。〇〇番から〇〇番までですが、〇〇〇さんと〇〇〇さんの間に川がありますが、その川の上のほうです。〇〇番から〇〇番までが、〇〇〇の手前の〇〇に〇〇を挟んで右手左側にありますが、右側の周辺です。残りが〇〇の左側の周辺になります。よろしく願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長

議案第3号につきましては、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第7 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について議決を求める。平成28年9月28日提出。蘭越町農業委員長名。

譲渡人は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん外〇名、譲受人は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。農地の区分は、〇〇〇の〇〇〇農地です。権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円、坪単価は〇〇〇円です。申請の理由は〇〇の〇〇、〇〇〇及び〇〇〇に供するためです。別紙、調査書をご覧ください

〇〇〇農地に判断した理由として2点ありまして、おおむね〇〇〇以内に〇以上の〇〇〇があることと、〇〇〇以内に〇〇〇があることです。〇〇の〇〇、〇〇〇及び隣接する住宅との間に〇〇〇を設置するものであり、転用するのはやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりでございます。

なお、一般社団法人北海道農業会議への意見聴取につきましては、申し合わせにより、〇〇〇農地に係る案件は意見聴取しなくて良い案件であることから、意見聴取しないこととしたいと事務局では考えます。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

2番
(山田委員)

場所につきましては、〇〇の裏になります。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第8 議案第5号農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 (上仙係長) 議案第5号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。平成28年9月28日提出。蘭越町農業委員長名。

平成28年9月12日付けで〇〇〇から平成27年4月1日から平成28年3月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明をいただきましたけれども、要件について確認することといたします。

皆さん、何かご意見、ご質問ありませんか。

事務局 (伊藤局長) すみませんが、議案の訂正をお願いいたします。業務執行役員要件のところ、業務執行役員を3名に、構成員要件の農業常時従事者を7名に訂正願います。

議 長 ご質問ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。今回提出のありました農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案については、原案のとおり決定し、事務局に法人台帳整備していただくことといたします。

日程第9 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO7について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成28年9月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成28年11月1日、対価の支払期限は平成28年10月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成28年11月1日、対価の支払期限は平成28年10月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、返還された農地を耕作できないので譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成28年10月15日、対価の支払期限は平成28年10月14日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地及び周辺農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地及び周辺農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期、土地の引渡し時期、対価の支払期限は、いずれも平成29年1月31日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。譲渡理由は、譲受人の希望により譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年10月5日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇番〇〇が〇〇〇円で、残り2筆が〇〇〇円です。貸付理由は、契約内容を変更して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件

としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇の内、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年10月5日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、新規就農者に農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、別紙にありますとおり、就農計画書から判断いたしまして、第3項第2号イから第4号全てについて、適合すると判断いたしました。

その7、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年10月5日から平成38年11月30日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇番〇〇が〇〇〇円で残り〇筆が〇〇〇円です。貸付理由は、契約内容を変更して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその7については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO1からNO7について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5 番
(中井委員)

番号1番ですけれども、先程議案第2号に出ました土地であります。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

場所は、〇〇に〇〇〇さんの車庫がございますけれども、その裏側にあたります。続きまして番号2ですけれども、先程解約の3号に出ました土地でございます。今までは〇〇〇さんが作っておられたのですが、今回〇〇〇さんということです。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。いずれにいたしましても、この土地は〇〇〇さんが客土を自力でやっている土地で、畑として良い土地になろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

6番
(安田委員)

番号3番の件ですが、議案第2号で解約された土地と隣接した土地になります。内容は事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

5番
(中井委員)

番号5番ですけれども、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。先程解約の5号に出た土地でございます。場所につきましては、〇〇〇さんの現在は〇〇〇さんが入っておりますけれども、家の下にあたります。価格につきましては、利便性の問題でこういう価格を設定させていただきました。よろしくお願いいたします。続きまして、6番と7番について関係がありますので、一緒に説明させていただきます。先程解約の6号で出た土地でございます。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。7番につきましても、解約の6号に出た土地であります。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇〇さんのところに〇〇〇さんが入っていますけれども、その上にあたります。よろしくお願いいたします。

10番
(西元委員)

4番の〇〇〇さんの件でございますが、議案第2号に出てきた土地でございます。内容に関しましては、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、〇〇〇さんの件で局長のほうから説明をお願いいたします。

事務局
(伊藤局長)

中井委員から説明がありましたけれども、〇〇〇さんの就農計画について、私の方から説明させていただきます。お手元に、青年等就農計画認定申請書ということでお配りをさせていただいて

おりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

申請者は〇〇〇さんと〇〇〇さんです。この方々は、町の〇〇の〇〇に当たります。経営主が〇〇〇さんがあたられるということで、今回の土地の借入については、〇〇〇さんからの借入は〇〇〇さん名義になります。〇〇さんと〇〇さんは家族経営協定を結びまして、共同経営となることで進んでおります。現在、〇〇を頂いているわけですが、経営開始の時には、共同経営ということでの開始となります。農業経営の開始は、来年の4月からということになります。農業所得は〇〇〇円を5年後に目指すということで、目標を立てておりまして、作付作物ですが、〇〇が主なのですが、〇〇と〇〇を作りたいということで、〇〇については、どれだけの生産量が上がるのか、経費がどれだけ掛かるのかというのがきちんと出ていませんので、生産量については入れておりません。一番後ろの方に生産、損益、資金繰り計画が載っておりますけれども、おおよその数字しか載せてありません。先日、9月14日に就農認定の会議を開きまして、〇〇〇さんの就農計画の認定をしております。賃借料なのですが、〇〇〇円となっておりまして、損益計算書の中の下の方に農業経営費の欄の下から2番目に支払地代というところで〇〇〇円計上しているのですが、これは、この土地のほかに〇〇が〇〇〇さんが借りていたところがありまして、それについても一部〇〇〇さんが借受をするということで、この金額になっています。また、農業所得が上がる要因の中で、減価償却費が少なくなっているのですが、〇〇や〇〇ですとか、そういった物を〇〇〇さんのところから借りるということで、農業経営費の一番下、その他ということで機械賃借料が書かれていますが、〇〇万円、〇〇万円、〇〇万円と計算されていますけれども、この中で賄って行くということになっていまして、減価償却費が圧縮されているようになっています。この方は現在、〇〇〇に転居いたしまして、そこから〇〇に通作するという予定になっております。この方は、1年目は〇〇〇さんのところに受け入れていただきまして、現在2年目ということで〇〇で〇〇をしております、この〇〇に〇〇が〇〇することになります。〇〇と〇〇は〇〇の〇〇はどうか〇〇されて、認定会議の中で話をされていましたが、〇〇に〇〇ながら〇〇いくということで、就農計画のところでも話をされておりましたので、このまま認定をした経過になっていますので、よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 2 番
(近藤委員)

〇〇〇さんが経営主になるということですが、これにはどういう理由があって、こうなったのですか。〇〇〇さんが経営主にならなかったのか。

事務局
(伊藤局長)

就農打合せを町と普及センターとご本人たちとしていましたが、〇〇〇さんのほうから、元々が〇〇〇さんが経営していたところを借受するということと、現在〇〇の方が経営主になったほうが〇〇でしょと〇〇〇さんの方から意見が出されまして、これからは〇〇の経営主を増やしたほうがいいという〇〇〇さんの持論のようでした、このようになりました。先ほど申し上げたように、〇〇〇さんが農地の借受と経営はすべて〇〇〇さんということで、〇〇〇さんの名前を先に記載しています。

1 0 番
(西元委員)

最初の説明で、〇〇の生産量が曖昧なので、ここに記載されていないという説明でしたが、損益と資金繰り計画書の方には、生産量が記載されていますよね。

事務局
(伊藤局長)

はい。記載されていますけれども、これはあくまでも1年目が〇〇トン、2年目以降が〇〇トンと記載されていますが、あくまでも計画でこれだけ取れるか分からなくて、売上高が入っていないのですよね、これは経費がどれぐらい掛かるのか、面積からこれぐらいは取れるであろうと普及センターの見込みの数値がかかれています、ゼロということにはならないので。これは資料なので、申請書の方には先ほど申し上げた理由で、記載していません。売上高がゼロになっているのは、経費が分からない部分と生産量が把握できないため、ゼロになっています。

1 0 番
(西元委員)

経費の方も、一切見込んでいないということですか。

事務局
(伊藤局長)

そうです。

1 0 番
(西元委員)

それであれば、ここに載せなくてもいいような気がするのですが。

事務局
(伊藤局長)

前にも、このところで議論になったと思うのですが、借受する面積がありますよね、この〇〇aに対して、〇〇が〇〇aで〇〇が〇〇a、それでは他に何を作るのという話になりますよね。そうするのをきちんと借受する面積全体を使うということで、〇〇を作付けするということを表すために、これを入れてあります。

10番
(西元委員)

そうすると、〇〇と〇〇がありますよね、経費を見ていない、当然収益もゼロという形ですけれども、これが足を引っ張るような形になる可能性もあり得る。ここに載せてしまうと。〇〇を作りますと言った場合、マイナスになる要素も含まれているということですよね。それであれば、もし今言ったような、土地がこれだけあって、これだけしか使わないから余るでしょということは、収益を生む前提で考えればいいのですが、今の現状だとマイナスということもありますよね。せっかく〇〇万円の数字に合わせた計画書がマイナスが出てくるとおかしなことになりますよね。一番最初の段階で、いくらになるかわからない作物を載せられると、マイナスになる要素があるのですよね。その辺が会議の中で議論されているのかとおもうのですよね。

議長

〇〇も入ってくる可能性がありますよね。実は〇〇も〇〇に〇〇を作っています。試験的に。問題は価格が未定なのですよね。〇〇作物はこれでも何とかなると思います。実際、西元委員さんが言われていることは最もですが、当面、値段が分からないということが実態だと思いますね。〇〇が出るかが懸念材料なのですが、面積要件を緩和するだけの話ではないというふうに思っています。〇〇〇さんもいますので、たぶんゼロにはならないような工夫はしていくと思いますけれども、そこら辺の中身はまだ明確な回答はできませんけれども、そういった現状であります。

10番
(西元委員)

〇〇の売買価格は明記されていますよね。

議長

それが、私たちも作っていますけれども、はっきりはわかりません。

10番
(西元委員)

たしか、〇〇〇のほうの団体のほうで、ある程度のホクレンとの計画の中での、単価が出ていると思ったのですが。だから今一

番おっかないのは、経費のほうがおっかないと聞いているのですよ。乾燥するのに、ホクレンから言われている数値まで乾燥するのに、どのくらいの経費が掛かるのか未知数だと伺っています。一様は収支があって聞いているのですが、ここに〇〇を書かれて値段が曖昧だというと、せっかく〇〇と言いますか、〇〇が出てきて、〇〇のほうでも生産性が合えば〇〇で〇〇という話も出ているので、全く分からないという言葉が使われれば、きついのかと。

議 長 値段がまだ出されていないのが実態なので、普及センターも分からないと。

10番
(西元委員) 一番最初の説明会で単価が出されたというふうに聞いているのですけれども。

議 長 それは、高いのか安いのかどういった形で単価が出てくるのか、できるだけ、コストを掛けないような話は聞いています。実際は1年目からゼロになっていますけれども、計画上いかがなものかとは思いますが。

10番
(西元委員) ここ2つありますよね。〇〇と〇〇もそうなのですよ。

12番
(近藤委員) 〇〇の面積が〇〇aということで、2人でスタートするわけだけれども、〇〇aを2人でやるとなると、大変だと思うし、〇〇と〇〇、これも本人たちはできるかどうかやってみないと分からないと思うのですよ。〇〇で〇〇している時には、〇〇を5年間作って余裕ができれば他の物を家庭菜園程度で作ってもいいけど、足を引っ張るような物を作ると、〇〇の管理がおろそかになると収益が上がらないよと言ってきたのだけれども、相対面積を遊ばせないために、記載していると思うけれども、ある程度〇〇をやっていく場合にこの物がやれるかどうか5年間は無理があると思う。ただ、ゼロ円という数字をいれているから、〇〇〇に掛かってくると思うし、むしろ〇〇か〇〇にして余裕ができてやる時にやるという形のほうがいいのではないかと思うのさ。

事務局
(伊藤局長)

去年の認定前に、この場で意見を聞きましたけれども、これはあくまでも計画の変更ですので、ここで経営内容について意見を聞いているものではありません。そこは理解してください。すでにこの計画で今回認定のほうはされていることも理解してください。それと、もう一つ〇〇にしたほうがいいのか、〇〇にしたほうがいいのかと言ったことに対しては、以前の〇〇の時に、そういうふうにして出していた時に、新規就農するのにお金にならない物を作るのはおかしいのではないかという意見があったことも、私たちは営農計画を立てる段階で、農業委員会の総会の中で出された意見なども参考にしながら、どのようにしていくのか、現実的なもので、作物を作っていたほうがいいのかという議論もしました。その中で、〇〇などはやる予定はないよと。〇〇と〇〇は、〇〇と言っても家庭菜園程度だと思うのですよね。お話をしていると。そここのところで〇〇から上がった分を出すような感じでここは作るような計画にしかなくなっていたということも含めて、認定会議の中では話をさせていただいております。ですから、〇〇だけで収益が上がるような計算にはなっています。先程西元委員プラスになっていくのではなく、ここがマイナスの要因になったら足を引っ張るから、おかしいのではないかという話については、おっしゃるとおりだと思います。ですけれども、先程会長がおっしゃっていたように、あくまでも試験段階の物でしかないので、〇〇を〇〇〇さんの影響もあって作ることは確実なのですけれども、こういった経費になるかわからないので、このような数字になってきたということにしかなくなっていない。

議長

最終的にはゼロ円になっていきますけれども、果たしてこれが長期的にやっていけるかどうかにも掛かってくると思います。ということは、〇〇を収穫するのに機械がいるそうです。種代もありますけれども、努力していく、目標の一つかなと思います。ただ、売上高がゼロ円ということは、未知数ということも含めてですね、計画的にはしているということでもありますので、〇〇〇さんには期待をして、応援をしてあげたらと思います。

その他、質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO1からNO7について、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

次にNO8について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局
(上仙係長)

その8、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年10月5日から平成33年8月1日までの5年間です。価格は田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、〇〇〇に係る〇〇〇です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その8について、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 NO8について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

13番
(天水委員)

事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇の〇〇〇さんの家のすぐ側の農地です。以前、〇〇〇さんから〇〇〇に貸し付けしたところです。よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。NO8について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO8につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

 暫時休憩します。(〇〇委員着席)
再開します。

 日程第10 議案第7号土地の意見価格の決定についてを議題とします。

 事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 議案第7号 土地の意見価格の決定について 蘭越町長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。平成28年9月28日提出。蘭越町農業委員会会長名。

 意見価格の照会がありました土地につきましては、字豊国149番1外19筆で、場所は次のページになります。尻別川沿岸地域の売買実例を2件載せてありますが、件数も少なく価格もあまり参考にはなりませんので、去年の1月に財務局に報告しました、意見価格を載せてありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

 異議なし。

本案については、原案のとおり、決定し、町に意見価格として回答することといたします。

日程第11 報告第1号農業経営基盤強化促進法に基づく登記の嘱託について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長)

平成28年2月2日公告及び平成28年3月3日公告の所有権移転登記を記載のとおり、平成28年9月14日に完了しましたので報告いたします。

議 長

暫時休憩します。(税務課職員着席)
再開します。

日程第12 報告第2号平成28年産水稻作況調査の結果について、水稻作況調査プロジェクトチームの梅本税務課長より報告願います。

税務課長

この度は水稻作況調査の実施にあたりまして、農業委員の皆様にはたいへんご多用の中、特段のご理解とご協力を賜りまして円滑に調査を実施することができました。心よりお礼を申し上げます。詳細につきましては、この後担当より説明いたしますけれども、平均収量が9.14ということでございまして、昨年とは調査方法を変えましたので、一概に言えませんが、昨年が8.88だったことを考慮いたしましても、地区によっては差があったとは思いますが、おおよそ良い数値になったのかと、素人ながらに判断しているところでございます。現在も刈り取りしている圃場を目にいたしますけれども、引き続き天候に恵まれまして、農業に従事する皆様、そして関係する皆様が笑顔で1年を終えることができますように願っているところでございます。最後になりますけれども、今後とも各種税務行政の推進に特段のご理解とご協力いただきますようお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

税務係長

事務局より、調査の詳しい報告をさせていただきます。今回皆様にお配りしている資料は、表紙を含めまして4ページあります。1ページ目につきましては、歴年度からの統計的な数値を載せて

ありまして、2ページ目につきましては、各農地の地域ごとに刈り取りした品種ごとに作況の数値を計上した表になっております。はじめに3ページ目ですが、実際の調査を行った12点、今年の調査方法につきましては、今まで農事組合ごとの地区で作況調査しておりましたけれども、調査の精度を上げるという観点から、農地の位置している地区ごとに調査をしましょうということで、大きく3地域、4点ずつを調査したところでございます。基本的には、それぞれ代表的な品種を作況しておきまして、作付けの少ない品種につきましては、C班おぼろづき1点を混ぜて、複数の品種に及んで調査を行いました。3ページ目の一番右側の俵換算ということで、こちらの数値につきましては、おのおのの各12点作況しまして、乾燥させまして、籾摺りを行いまして、ふるいに掛けまして、最終的に重量を計った結果の俵数でございます。当初、調査箇所が少なくなるということで、数値を計算した際に大きくバラつきが出るのではないかと危惧をしておりましたけれども、実施の作況調査を行ううえにおいては、素人ながらの考えではありますが、平年並みもしくはそれ以上の収量が取れているのではないかなという感触がございました。4ページ目につきましては、作況調査した品種ごとのデータを1kgに換算した場合の数値はどうなるのかという数値を出しまして、全体これだけ取れた場合の俵数はどうなるのだろうかという係数を算出した資料になっております。2ページ目の資料に戻りますが、今回各地域で幅広く品種を刈っているわけですけれども、実際、調査に行っていない地域もございまして、その地域ほどのように算出したかと申し上げますと、A班ですと刈り取りしていない、おぼろづきに関しましては、実際に刈り取った4品種の総重量の平均を当てはめて総計を出しております。B班、C班も同じようにやっております。今回A地区に関しては、前日からの雨の影響もありまして、坪刈重量じたいがBとCに比べて500g程度多いという結果でございますけれども、実際に乾燥、籾摺り以後、歩留りが結構あったということで、俵換算の数値が大きいという感触でございます。各A、B、Cの平均を出しまして、最終的に全体の量をだして、全体の面積で割りまして、俵数を出しますと、9.14俵ということで、前年より0.26程上昇している結果が出ました。簡単ですが、事務局からの報告とさせていただきます。

議 長

これでよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

税務課の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩します。(税務課職員退席)
再開します。

続きまして、追加の協議を行います。
内容は、農業委員の改選についてです。
事務局から説明をお願いします。

事務局
(伊藤局長)

資料といたしまして、皆さんに、横長で「新たな農業委員会制度が始まります」、縦に「新制度に移行した農業委員会の状況について(抜粋)」皆様にお配りしています。「新制度に移行した農業委員会の状況について(抜粋)」については、4月1日移行に新しい農業委員会制度でやっているところの状況を北海道農政部でまとめた物が載っています。これは後程説明します。「新たな農業委員会制度が始まります」は農水省が作った資料ですが、5ページまでが農業委員会の新たな業務ということで、農業委員と推進委員の役割などが書かれていますので、これは、何度も説明させていただいておりますし、研修会等で共通認識をもたれていると思いますので、それぞれ確認をお願いいたします。

今回は、農業委員の任命及び推進委員の委嘱ということで、お話を皆さんとしたいと思います。

縦長のほうの推進委員についてのことですが、すでにご承知のように農業委員と農地利用最適化推進委員を置きなさいと農業委員会法のなかでは定められた訳ですが、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている市町村については、農地利用最適化推進委員を委嘱しなくてもいいですという公告が農水省からされます。昨年もされまして、昨年のなかでは蘭越町は入っていました。今回この6ページを見ていただくと、平成28年度公告予定対象ということで蘭越町から倶知安町まで山麓7カ町村については、すべて入る予定でいます。今年度の分が出るというふうになってはいますが、遅れているようで、まだ公告がされていません。これは9月5日に研修会がありまして、その時の資料の中

から出された物ですが、下のほうの宮城県を見ていただくと、涌谷町が線で引かれていますよね、昨年あったけれど今年は公告から外れるという認識になっていますし、北海道のむかわ町も線が引かれていますので、こういったところは、昨年は良かったけれども何らかの理由で、今回の公告から外れるということなので、遊休農地の増加、認定農業者の減少などが要因のなかにあります。と言いますのも、公告されるのが認定農業者への集積率が70%以上、遊休農地率が全体の農地の1%以下という、この2つの要件が絶対になってきますので、この1年間のなかでクリアしたところが山麓でいうところの喜茂別町ですし、クリアできなかったところがむかわ町ということになりますので、蘭越町もですね、いま予定としては公告の対象になっていますけれども、この後の改選に向けては、外れないようにしていかなければならないだろうと考えています。

来年の改選に向けては、今回の公告をもって推進委員を委嘱しなくてもいいのではないかとというふうになっていますので、蘭越町の場合は、条例改正の中でも推進委員の人数については置かないでいこうと、会長とも相談させていただいておりましたが、農業委員だけを置くということで行きたいと思いますので、まずそこを一点確認させていただきたいのですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

全委員

はい。

事務局
(伊藤局長)

ありがとうございます。農業委員の選任方法については、横長の資料6ページに書かれておりますように、市町村長が推薦、募集を実施して、最終的には、市町村議会が同意し、市町村長が任命するというふうになります。その前に推薦、募集を実施するにあたっては、農業委員の定数を決めなければなりません。

現在、農業委員の定数は、長い方々はお存じだと思いますが、色々と公選委員が変わってきた状況がありまして、現在は公選委員が10名、推薦委員が4名となっています。今までの変わってきた人数については、それぞれ農業委員会のほうから平成13年、平成16年に申出ということで、町長のほうに、いろいろな農業情勢を見たときに農業者、また農家戸数、それぞれ減ってきていると、それから財政の状況もあるということで、現在の人数に落ち着いている状況にあります。

推薦委員の学識経験者のところも、以前は法的には4名でしたが、蘭越町は4名置かずに3名で来ていましたが、それが2名になり、1名になりということで、現在、柳谷さんが学識経験者ということで法の第12条第2号で選任いただいているところです。その他に農協さん、共済さん、改良区からそれぞれ推薦をいただいて、全体で14名で構成されていて、蘭越町農業委員会委員の定数条例といたしましては、選挙による委員の定数は10人とする。そして法第12条第2号の規定による選任による委員の定数は1人とするというふうになっていまして、他のところは1号に規定されているので、総勢14名になっています。蘭越町は公選で当たる人たちが各地区の担当にも主体委員として入っていただいて、推薦委員については、あくまでも補佐にまわっていただきますよということで活動してきています。この人数をですね、総体として現在14名でやってきていますが、法的には37名置けるのですが、ただ37名と言いますと、途轍もない人数になりますし、多かった時期でも19名だと思うのですよね。公選が16名でいた時と学識経験者が3名でいた時が多かったと思います。その他に農協さんと共済さんとで21名ですね。その時が一番多かったですね。土地改良区さんは現在出されていますが、以前は土地改良区さんからの推薦はなかったので、こういう状況かなと思っています。もっと古い資料を探すと、農協さんからもう少し人数の多い時もあったと思いますが、現在の体制としては、こんな感じかなと考えていてですね、今日も事務局の中でお話しさせていただいていたのですが、今の14名を、法的には37名まで置けるのですが、ちょっと37名は多いですし、14名を下回ると今の活動がどうなるのだろうかねと、私たち2人で話したのですが、現在、〇〇〇の方に最近多いのですが、規模縮小するよと言う人とか、離農するよと言う人、それと今日も〇〇〇の方から、あそこで規模縮小するので、その人が借りている土地を自分が借りるようにしたいから、農地中間管理機構への借り手の申込みを出されて来た人たちもいます。そういう状況を見てですね、話をしていると、経営する農地というのは、従前のように自分たちの農事組合の中だけに納まらず、近いところ、それから全町的に耕作している人が多いと思うのですが、そういった時に蘭越町の約4,040ヘクタールぐらいの農地を、もっと少ない人数でいくと大変なご苦労になるのではないかと思いますので、最低でも現在の14名という人数は確保していくのが、私たち事務局と

しては良いのではないかと考えるところです。その辺のところをですね、皆さんから忌憚のない意見を出していただきながら、これからもっと農地の流動が、経営主の高齢化や労働力不足などで農地の流動を進めなければいけない部分が出てくると思うので、実際、宙に浮きそうな農地もあって、担当の方々だけをお願いしていると、なかなか進まない状況もありますので、人数も増やしながら広いエリアにというふうになると、この14名というのは大事な数なのかなと思いますので、皆さんが実際に活動されている中で、やりにくい部分ですとかご意見があればいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、条例改正の日程などについてですが、来年7月が任期満了になっているのは皆さんご承知のとおりです。遡っていくところで市町村議会の同意ということでは、6月の定例議会に市町村長は議会に同意を求めるための案件を上程すると思います。臨時会まで開いて上程するような案件でもありませんし、分かっている日程のことですから、そういうのは定例会でやりますので、6月の定例会であろうと思います。そして、その前にということでは3月の定例会で条例改正ですかとなりますが、推薦、募集の期間は1ヵ月間は最低おきなさいとなっていて、募集をして半月後ぐらいに募集状況を一回公表しなさいとなっていて、募集が終わってから半月後ぐらい前までにもう一回公表しなさいと、最低二回公表するというふうになっています。事務的なことを考えますと、1月中旬には委員の推薦や募集をしていかないと、6月定例会の上程には間に合わないのかなと思いますので、条例改正については、12月の議会に上程できるように進めていかなければならないというのが日程です。その定数条例の他に、推薦や募集で上がってきた人たちをどのような形で選考していくのかということも決めて行かなければいけませんし、そこは、追々決めて行くこととして、今日は人数について皆さんからご意見いただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

当てて申し訳ありませんが、一番長い柳谷さん、人数が減ってきていたりして、その中で活動されていて、どうですかね。

11番
(柳谷委員)

農地の面積が減っているかということ、あまり減ってないですよ。だから仕事が多くなっている。率直なところ、以前はみんな担当区域を持っていて主任も補佐もなかった。いつも疑問に思っているが、〇〇〇で推薦した中に転作とか農地行政に迷惑を掛け

る推薦委員がいた。当時〇人出ていたが、当時の会長も局長と相談して主任を外した、責任が持てないから担当地区を外した経緯がある。それがずっと続いているから、公選で出てきた人たちは大変だと思う。今これだけ件数が出てきている中で、14人で仕事のやりくりをどうするか、もっと工夫が必要で、そうでなかったら、もう2人増やしても良いのかなと私は思っているけどね。昔と今は違って大変だよ。14人は賛成だけど、増えてもいいと思うけどね。

議長

14人というのは大事な人数であった、推進委員を蘭越町は置かなくてもいいという状況のなかで、遊休農地を絶対作ってはダメだということが一つあり、そういうことを思った場合には、今、港地区から昆布地区に作る人もいるだろうし、農地が減らないで移動が多いと、農地パトロールも必要だと。そういうことも含めて考えた場合には、最低限14人は確保していかなければ、財政難とかあると思うが、やはり蘭越町は農業の町だと考えた時に、柳谷さんが言ったように、もう2名ぐらい増やした方が、農家自体が大きくなってくると、農業委員やっていると、今日出られないということもあるかもしれない。そういう時に補充とかお互いやりくりしないといけない可能性も出てくると思うので、最低限14人は確保してもらいたいと思います。

15番
(岩間委員)

定数が減ってから、結局自分の地区外も現地確認しなくてはいけないことがあり、3名で現地確認しなければならなくて、例えば自分が名駒にいて目名の現地確認するとき、想像もつかないところに農地があるのだけれど、そういう面ですごく大変だなと思うのさ。ある程度自分の地域で、地域の担当者が見ればすぐに分かるから、本来であれば蘭越町5地区あるけど、富岡は蘭越地区から離れているから富岡は1地区として見なかったらダメだと思うので、1地区に3人ずついたら、18人必要な格好になってしまうのだよね、そうなれば予算の関係もあるから、せめて自分の地区だけの委員さんが自分の地区だけの仕事をできるような人数が居ればベストだけれども。そう言う訳にもいかないのでしょ。

事務局
(伊藤局長)

それは、推進委員を置くというところが、細かいところもできるようにということなので、推進委員が地区の中だけやるということなのですよ。農業委員さんは全体的にということなのですよ。

推進委員を置かない場合は、農業委員さんがその地区も見ないといけないし全体も見ないといけないというふうになってくるので、人数も推進委員を置いた場合、蘭越町は19人最大で農業委員さん置けるのですよ。今の状況で減ってきているのに、推進委員を置かないでとなると、財政的にも厳しいと。

15番
(岩間委員)

予算的に、そういう話しているかわからないけど、町の方ではどのくらいまで農業委員を増やしてもいいということになっているのか。

事務局
(伊藤局長)

まだ話はしていません。

議長

農業委員会で方向性をある程度決めて行かないと。

1番
(樫委員)

議会、農協、共済と土地改良区は、その団体で推薦しなければ出られないということになるのかい。今度は関係なくなるのかい。

事務局
(伊藤局長)

関係なくなります。ただ、そういう団体からの推薦でいいので、今まで通り出してもらってもいいですし、消費者協会からでもいいですし、商工会から出してもらってもいいですよ。

10番
(西元委員)

14人は隔たりがないということですか。

事務局
(伊藤局長)

そうです。

1番
(樫委員)

農業者でない場合も出てくるということ。

事務局
(伊藤局長)

もちろんです。そういう人も置きなさいとなりました。農業委員の選出方法の変更のなかの一つとして、農業者以外の者で中立な立場で公平な判断をすることができる者を一人以上選出しなさいとなっています。それじゃ、どんな人を想定しているのかと言ったなかで、研修会等で質問が出たりしてしまして、農

水省の説明のなかでは、柳谷さんに申し訳ないのですが、議会議員だとか教育委員だとかは全く想定していません。

例えば、女性団体の人だとか、消費者協会の人だとかを想定しているのですと、農水省の説明です。

それと、女性や青年も積極的に登用しなければならいとありまして、資料の抜粋の中にもありまして、1ページの2番に農業委員のうち、認定農業者・女性委員・若者の割合が書いていて、女性委員及び40代以下の若者の割合はそれぞれ上昇とあるのですが、青年と言うといくつぐらいまでの事を言うのかなと思っていたら、40代以下ということなのですよ。前にもお話したかと思いますが、蘭越町の場合、安田さんは来年の改選期には50代となりまして、40代が居なくなるわけですよ。そう言ったことでは女性の登用はもちろんですが、40代の女性でも男性でもいいですけども、40代の人たちも農業委員に入ってもらうことも念頭に考えて行かなければならないかと思えます。

10番
(西元委員)

これは、必須事項ですよ。

事務局
(伊藤局長)

そうなのです。積極的に登用であって、絶対ダメとは言っていないのですが、全国で161農業委員会こんな割合になっていますよと、農水省がまとめた結果です。指摘事項として出されています。

11番
(柳谷委員)

私なんかは農業委員会の存在というのは、行政のなかでの居所を自分で決めながら、行動してきたと思っているのですが、糸の切れたタコのように、農業生産受給率がどれだけ向上する、国の課題もなにもさ。やっぱり行政の関与や住民の関与を、TPPを睨んで、もっと身軽に、町長に権限を集中して、町長の考え方で農業委員会も運営するのだと、農家の代表、選挙で代表はどういう意味があるのかは改めて言うまでもないけれど、農家の代表だよと自分の名前を農家に書いてもらう。僕は団体推薦だけでも。合議のための組織だよ。教育委員会もそうだし監査委員会もそうだけれど、町長が執行して行く上での、合議のための組織だから、それが形がい化されていくのが心配な気がしている。

2番
(山田委員)

最低でも、今の体制が必要だ。

12番
(近藤委員)

今現在では14名でやってやれなくはないけれども、今のこのメンバーは、それぞれの地区の農地を把握して苦労しながらも農地パトロールや農地の賃貸など対応できているけれども、これからの時代の世代交代になって農業委員が出てきたときに、それが今まで通りやれるのか、問題は。それが結局一人でこなせたことも一人でこなせなく現実問題、これからはあり得るかもしれない。将来的に。把握していないと農地の現場に行くことも時間が掛かるし、当然、今の我々の下の世代の人たちは把握していない人が多いですよ。その辺が5年後10年後、どうなっているのかが、気がかり。

2番
(山田委員)

ちょっと気がかりどころか、相当気がかりだよ。俺らだったらある程度、他の地区でもわかるけど、〇〇もそうなんだけれども、〇〇の土地の境界も、〇〇が言っているかどうかわからないけれども、わからない人たちが結構多いと思うのさ。だから、ちょっと離れたら分かるわけがないのだから、それが一番心配なのさ。サラリーマンとか委員になっても絶対できるスタイルではないのだから。

12番
(近藤委員)

女性委員の登用も大事な事だけれども、家庭をもって、奥さんが出てくるのは、俺らでも大変なのに、農地パトロールが終わって7時に帰ってきたら、晩飯の用意もできていなく親父に怒られるって。議論しているほうも何も分かっていないのさ。

事務局
(伊藤局長)

そこのところで推進委員を置きなさいと来たのですね。農業委員と推進委員の住み分けしなさいって。でもうちはその推進委員を置かないわけですから、農業委員さんになる人たちに、5年後10年後の若い人たちも含めてやってもらわないといけない、自分たちも含めてどこまでできるのかと、そういったことをやっていかなければいけない。今ちょうど、これまでの分と変わり目の中で、今後のことも心配だというと、だから推進委員を置きなさいと農水省は言うてくるので、推進委員を置かないと決めるからには、自分たちで今問題になっていることを克服できるのかを決めていかなければいけないので、このままの人数でいいのか、増

やすのか。14人を20人にしてきめ細かく農地を見て回れる体制、それから、農地の流動を進められる体制がいいのか、そういうことを含めて、考えてほしいのですね。

10番
(西元委員)

40代の人間を入れるとなると、申し訳ないけれど戦力にならないと思うのですよ。自分もそうだったし。今この最低限の人数でやって、カツカツで動いていて、何とか処理しているなかで、新たに、若い人を入れろ、農業に関係の無い人を入れろとなると、はっきり言ってこの2人は戦力的に見込めないのですよ。そうすると結果的に人数を増やさざるを得ない状況になってくるのかなと。いまのメンバーが昔の事や農地の事を分かっている、カツカツでやっているのに、同じ人数で何も分からない2人が入ってくると、12人で今までやってきたことをやることに最初はなるのですよ。その2人が慣れてくればいいのですが。農業に全く関係の無い人だったら、ある程度教えて行かなければならないですね。今までやってきている業務にプラスアルファになりますよね。そうすると、現状の14人でいいのかなとなりますね。40代以下、もしかしたら30代かもしれませんが、同じく教育していかなければいけなくなるので、結構負担が大きくなるのかと思います。

12番
(近藤委員)

今の段階でも、後継者が必要になってくるでしょ。全体を把握するのは無理だけど、農業委員の制度や仕組みなどを何年間は教えていかなければならないし、覚えてもらわないと後継者もできないし。その辺も含めて30代40代もある程度将来的に見込んで教育していくのも必要だと思うのです。

議長

誰しも、若くても歳いってても、入ってくるときは初心者だから、それぞれ勉強してもらわなければならないし、教えてあげるのも大事ですし、農業経験の無い人も入れなさいとなっているので、現委員が一番大変な時期だと、だからといって極端に増やしてもどうなのかなと思うし、柳谷さんが2人ぐらい増やしてもという話をしていましたが、当面は2人か3人そんな程度ではないかと、やはり状況を見ながら、頻繁に条例改正もできませんので、増やすのであれば、3人なら3人、新人が入ってきたり、農業経験がない人が入ってきたりすることを踏まえて、3人程度増やして、17人体制で。

事務局
(伊藤局長)

ですから、今おしゃっていることを踏まえて言えば、選挙による定数10人のところを14人とか17人にするってことですよね、推薦とかは今度是一緒ですから。選挙委員と推薦委員と分けるのではなく、一律でやっていただくということになりますので。

議長

農家だって高齢化になっているのだから、若い人たちが入ってくるのは微々たるものだから、3人程度増やして、前に進んで行ったほうがいいのではないかな。皆さんどうですか。

15番
(岩間委員)

増やせるものなら増やしてもらいたい。

議長

40代以下の委員、農業経験がない人たちを見越して、3人増で現行14人を17人で条例改正に向けて要求していくこととしてよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

それから、選出の方法ですが、先ほども言ったのですが、団体からの推薦、地域からの推薦、そういったことも含めて、考えていければいいのかなと思いますので。

次回は選考基準について、お話をしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

皆さんの方で、何か、その他で、ご意見、ご質問がありましたら、お受けしたいと思いますが。

全委員

ありません。

議長

その他の報告を、事務局から説明をお願いします。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第27回農業委員会総会を終了いたします。

午後 7 時 30 分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟